

第1章 「第2次日野市立図書館基本計画」について

1. 計画の目的

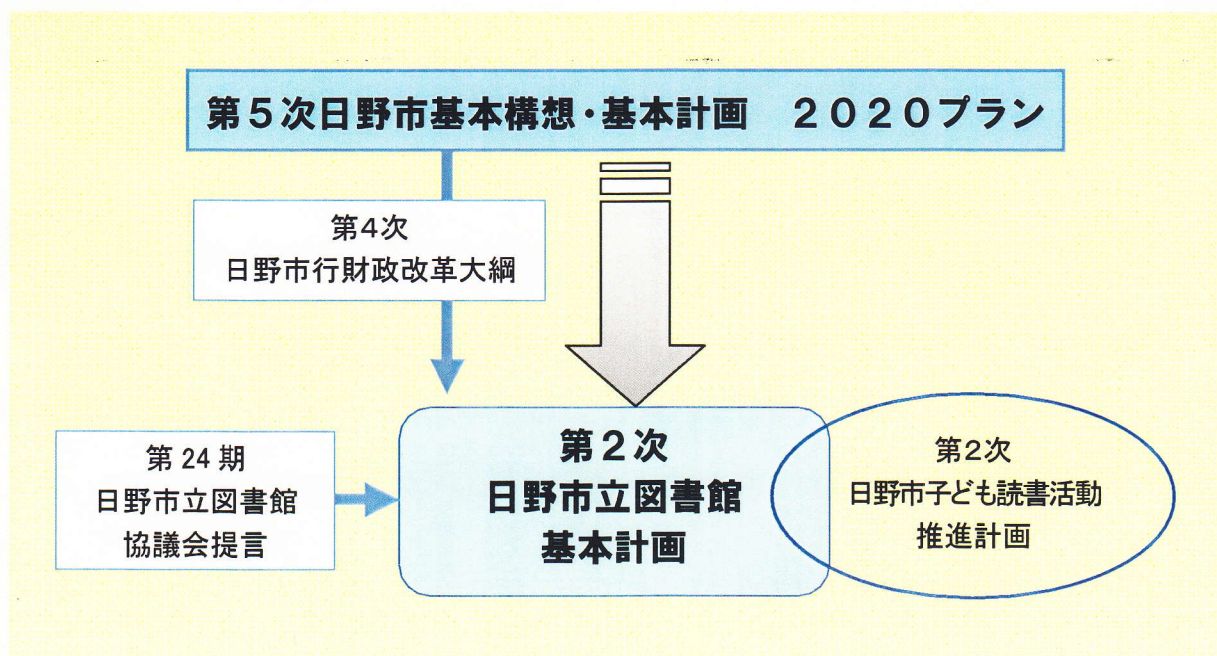
平成20年(2008年)8月に策定された日野市立図書館の「図書館基本計画」の計画期間(平成24年3月まで)の終了により、今後の図書館の役割を整理し直し、以下のことを明確に示すことを目的とします。

- これまでの図書館事業を振り返り、総括すること
- 市民の意見を図書館活動に活かすこと
- 現在の図書館の課題を明らかにし、今後の図書館のあり方を示すこと
- 取り組むべき内容と時期を具体的に示すこと

2. 計画の位置づけ

この計画は、日野市の総合計画である「第5次日野市基本構想・基本計画 2020プラン」(平成23年3月策定)、「第4次日野市行財政改革大綱」(平成23年7月策定)に基づいています。また、「第24期日野市立図書館協議会提言」(平成24年2月提出)をふまえた計画となっています。

特に、子どもたちへのサービスについては、「第2次日野市子ども読書活動推進計画」(平成23年3月策定)に基づき、取り組みを推進します。



計画の位置づけ

さらに、以下の法律等を前提として、計画を策定しています。

- 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号 平成 18 年 6 月 2 日改正法律第 50 号)
- 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)
- 文字・活字文化振興法(平成 17 年法律第 91 号)
- 図書館の自由に関する宣言(日本図書館協会 昭和 29 年採択、昭和 54 年改訂)

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 24 年度(2012 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 6 年間です。必要に応じて計画の見直しを図ります。

4. 計画の策定経過

この計画は、第2次日野市立図書館基本計画策定委員会(公募市民5名、有識者2名、市職員3名)による 14 回の討議とパブリックコメント(13 名からのご意見)により、まとめました。

※ p.53 の「第2次日野市立図書館基本計画策定委員会開催状況」を参照してください。

